

○ 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月２９日付け２農振第３５３４号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第２ 事業の内容 １～５ （略） <u>６ 省エネルギー化推進型</u> <u>（１）省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、以下のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化等を図る事業とする。</u> <u>ア １又は２の対象施設</u> <u>イ 直近１２か月の諸油脂費及び電力料の総額が２００万円以上であり、かつ、当該額の維持管理費（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、整備補修費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）に占める割合が３０％以上であった施設管理者又は直近１２か月の諸油脂費及び電力料の総額が２、０００万円以上であり、かつ、当該額の維持管理費に占める割合が２５％以上であった施設管理者が管理する農業水利施設</u> <u>（２）事業実施期間は、令和８年度に限るものとする。</u>	第２ 事業の内容 １～５ （略） （新設）
第４ 計画の策定 １～３ （略） <u>４ 省エネルギー化推進計画</u> <u>省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、事業実施主体が施設管理者以外の者である場合は、事業実施主体と施設管理者が施設の省エネルギー化等の方策を協議するものとする。</u>	第４ 計画の策定 １～３ （略） （新設）

第5 事業の申請

1～4 (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長にあっては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第7 計画の変更

1～4 (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の4の手續に準じて変更を行うものとする。

(2) 省エネ計画の変更を行つた市町村長にあっては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行つた市町村長から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行つたときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

第8 補 助

1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費、別表5に掲げる包括的民間

第5 事業の申請

1～4 (略)

(新設)

第7 計画の変更

1～4 (略)

(新規)

第8 補 助

1 国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費及び別表5に掲げる包括的

委託推進型の事業費及び別表6に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第9 報 告

1・2 (略)

3 省エネルギー化推進型

(1) 市町村長は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

別表1～別表5 (略)

別表6

省エネルギー化推進型の事業費	
ア	省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組に要する費用
	省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化、コスト削減及び施設管理者の体制強化の取組に要する費用
イ	農業水利施設の管理に要する費用
	省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用

民間委託推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第9 報 告

1・2 (略)

(新規)

別表1～別表5 (略)

(新規)

附 則

この通知は、令和8年6月12日から施行する。